

福祉の学歴要件について

福祉は、年齢要件及び学歴要件があります。

学歴要件は、以下(1)～(4)のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- (1) 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人又は卒業見込みの人

「心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科」とは、学科名に「心理学」、「教育学」又は「社会学」を冠した学科、又は心理学専攻、心理学コースなど明らかにこれらの学問を中心に履修したと判断できる専攻分野に該当する学科等が該当します。

「これらに相当する課程を修めて卒業した人」には、人間関係学部(学科)、児童学部(学科)等のように、心理学・教育学・社会学を総合的に履修している学部(学科)を卒業した者、社会福祉学部(学科)等を卒業した者あるいは大学は他の学部であっても、大学院においてこれらの課程を専修した者等を含みます。なお、単に「心理学概論」や「社会学概論」などの単位を履修して卒業した場合などは含みません。

- (2) 知事が指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した人又は卒業見込みの人

「知事が指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設」とは、以下の学校等を指します。

- ・国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科
(旧国立秩父学園附属保護指導職員養成所養成部児童指導科を含む)
- ・国立武蔵野学院附属人材育成センター養成部
(旧国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部及び旧国立武蔵野学院附属救護事業職員養成所養成部を含む)
- ・上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科

- (3) 知事が指定する講習会の課程を修了した人又は修了見込みの人

「知事が指定する講習会」とは、児童福祉司の任用資格を得るための講習会のことです。

- (4) 人事委員会が(1)、(2)又は(3)に該当する人と同等の資格があると認める人

(例)

- ・「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の有資格者
- ・「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の受験資格の取得者(又は取得見込みの人)

※ 受験資格の有無を確認するため、以下の書類の提出を求める場合があります。

- (1) 大学で発行される科目履修証明書等
- (2) 当該学校等の卒業(見込)証明書等
- (3) 講習会の修了(見込)証明書等
- (4) 有資格者であることの証明書の写し等

※ これによっても不明な場合は、あらかじめお問い合わせください。